

市川三郷町不用物品売払い一般競争入札共通説明書

この市川三郷町不用物品売払い一般競争入札共通説明書は、市川三郷町不用物品売払い実施要綱に基づいて行う入札について適用する。

1. 入札に付する事項

入札公告（以下「公告」という。）に示すとおり。

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号に示す要件をいずれにも満たしている個人又は法人で、公告で掲げる要件をいずれも満たしている者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (3) 都道府県税、消費税、地方消費税及び市町村民税の滞納がない者
- (4) その他、町長が定めた資格を満たす者

3. 申込書及び資料の提出方法

- (1) 入札参加を希望する者は、次に従い、入札参加資格申込書（以下「申込書」という。）、参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び誓約書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 申込書及び資料（以下「申込書等」という。）の受付期間は、入札公告における「日程」（以下「日程」という。）記載の受付期間の町の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (3) 申込書等は、財政課に持参又は郵送すること。
- (4) 申込書等の様式は、入札公告における「提出書類」記載の様式とする。
- (5) 申込書等の提出期限日を過ぎての提出は受けない。
- (6) 申込書等の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 申込書等の記載方法に関する問い合わせ先

西八代郡市川三郷町市川大門 1 7 9 0 番地 3

市川三郷町役場 財政課 管財係

電話 0 5 5 - 2 7 2 - 6 0 9 1

4. 入札参加資格の確認

- (1) 申込書等の提出期限日までに提出のあった申込書等について、入札参加資格の有無について確認を行うものとする。
- (2) 入札参加資格の確認結果通知は、入札参加決定通知書（以下「通知書」という。）により行う。
- (3) 入札参加資格の決定通知日は、「日程」記載の結果通知日とする。
- (4) 入札参加資格の決定通知方法は、「日程」記載の通知方法とする。

5. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、4 (2) の通知書にその理由を付して通知する。
- (2) 入札参加資格がないと認められた者は、市川三郷町長に対して入札参加資格がないと認めた詳細な理由について、書面（様式自由）により説明を求めることができる。
- (3) 書面による請求の受付期間は、「日程」記載の説明請求期間の町の休日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (4) 詳細な理由の説明は、「日程」記載の請求回答期間に書面により回答する。

6. 仕様書の閲覧

- (1) 仕様書の閲覧期間は、「日程」記載の閲覧期間とする。
- (2) 仕様書は市川三郷町ホームページへ掲載する。
- (3) 質疑応答

質問は、公告で示された締切日時までに財政課へ質問書により FAX で送付した後、必ず電話連絡すること。回答は、公告で示された日時までに、質問者にのみ FAX で送付し、ホームページで閲覧可能にする。

なお、質問のない者は、質問書の提出を要しない。

7. 入札・開札に関する事項

- (1) 日時及び場所
公告に示すとおり。
- (2) 提出書類
入札書、委任状（代理人による委任の場合）
- (3) 入札に付する内容を説明する日時及び場所
公告に示すとおり。

8. 入札等に関する注意事項

- (1) 入札の執行回数は1回とする。
- (2) 入札した結果、入札参加者が1者の場合にあっては、失格や無効ではなく有効であるときは、一般競争入札の競争結果とみなし、入札は成立したものとする。
- (3) 入札参加者は、公告、仕様書等熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、公告、仕様書等に疑義があるときは、公告で示した期間内に説明を求めることができる。
- (4) 入札書は、公告で指定した入札日時、入札場所に直接持参しなければならない。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回は認めない。

9. 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格、又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札候補者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

10. 入札の延期又は中止

天災等の不可抗力や、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合等、やむを得ない理由や入札を公正に執行することができないと認めたときは、既に公告に付した事項の変更、当該入札の延期又は中止をすることがある。

これらの場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、町は弁償の責任を負わないものとする。

11. 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がしたとき。

- (2) 入札に関して不正の行為があったとき。
- (3) 市川三郷町財務規則第 160 条の適用がある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。
- (4) 入札価格が予定価格に達していないとき。
- (5) 入札書を 2 通以上提出したとき。
- (6) 金額が訂正されていたとき。
- (7) 入札金額の頭に「¥」マークの記入がないとき。
- (8) 記名押印が欠けていたとき。
- (9) 入札書が鉛筆で書かれているとき。
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
- (11) 代理人による入札において、委任状を提出しないとき。
- (12) 他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理人をしたとき。
- (12) 明らかに不正行為があったと認められるとき。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反したとき。

12. 開札の立会い

- (1) 開札に関する権限を委任する場合は、委任状により委任すること。
- (2) 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

13. 開札

開札は入札終了後、入札の会場において直ちに行い、落札者を次の方法により決定する。

- (1) 落札者は有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、町が定めた予定価格（最低売却価格）以上の価格をもって入札した者のうち最も高い価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 予定価格を事前に公表した場合にあっては予定価格より低い価格の入札は、失格とする。
- (3) 落札となるべき価格での入札者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者がいないときは代わりに入札（開札）事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。またくじの対象となった入札者は、くじを辞退することはできないこととする。

14. 提出書類の返却等

- (1) 提出書類は、一切返却しない。

- (2) 提出書類は、本町において競争入札参加資格の確認以外には、提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出書類の差替え及び再提出は原則として認めない。

15. 入札保証金等

- (1) 入札参加者は、入札執行前に入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付、又は入札保証金に代わる担保を提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合はこの限りでない。
- (4) 入札保証金は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては落札者の決定後にこれを還付する。

16. 契約保証金等

- (1) 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合はこの限りでない。
- (2) 落札者は、契約保証金を納付する場合には、契約担当者から納付書の交付を受けて指定金融機関等に現金を納付し、当該指定金融機関等が交付する領収書の写しを契約担当者に提出しなければならない。

17. 入札保証金の振替

契約担当者において必要があると認める場合は、落札者の承諾を得て落札者に還付すべき入札保証金を、契約保証金の一部に振り替えることができる。

18. 契約

- (1) 市川三郷町財務規則第 167 条により、落札者は、落札の通知を受けた日から 7 日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が正当な理由なくして、前号に規定する期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- (3) 議会の議決を要する契約にあつては、議会の議決があつたときに本契約が成立する。ただし、議会の議決を得られなかったときは、この契約は無効となり、発注者は損害賠償の責を負わない。

19. 契約に必要な書類

- (1) 契約書 2 通（町で作成）

- (2) 印鑑（実印）
- (3) 収入印紙（契約書貼付）
- (4) その他町で提出を求めた書類

20. 売買代金の支払い

- (1) 落札者は、売買契約を締結した日から納入期限内に、売買代金（契約保証金として納付した額を除いた金額）を納入しなければならない。ただし、入札の公告において分割納付等を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 納期限までに売買代金を納入しなかった場合は、契約を無効とする。この場合において、入札保証金及び契約保証金は、町に帰属させるものとする。

21. 所有権の移転及び名義変更

- (1) 売払物品の所有権は、落札者が売払い代金を完納した時に移転するものとする。
- (2) 売払物品の引渡しに要する費用、車検並びに所有権移転に要する費用及び公租公課等は、落札者の負担とする。

22. 売払物品の引渡し

- (1) 売払物品の引渡し期間及び場所は仕様書による。
- (2) 引渡し完了後、売払物品受領書を財政課へ提出すること。
- (3) 売払物品の引渡し方法は現状渡しとし、町は契約不適合責任を負わない。

23. 費用の負担

入札に係る申請書等の作成、提出などに要する一切の費用は、入札の結果にかかわらず入札参加者の負担とする。また、契約に要する経費は落札者の負担とする。

24. 異議の申立て

入札した者は、入札後、この説明書、公告、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

25. その他

- (1) 入札参加者は、関係書類を熟読し、これを遵守すること。
- (2) 消費税率については、引渡し時における消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 26 号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。

26. 問い合わせ先

市川三郷町役場 財政課管財係

〒409-3601 西八代郡市川三郷町市川大門 1790-3

TEL:055-272-6091

FAX:055-272-2525